

令和7年度豊橋市内部統制評価報告書＜附属資料＞

I 内部統制制度について

1 概要

内部統制は、住民の福祉の増進を図るという組織目的が達成されるよう、当該目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとしてあらかじめ識別し、当該リスクへの対応策を講じることにより、事務の適正な執行を確保するものです。本市においては、令和2年4月1日に豊橋市内部統制基本方針（以下「内部統制基本方針」という。）を策定し、令和2年度から財務に関する事務について地方自治法に基づいた内部統制を実施しています。

なお、本市では、行政委員会等及び地方公営企業についても、市長部局と一体的に内部統制を実施し、評価及び報告の対象としています。

2 実施体制

内部統制の取組を総合的かつ横断的に実施するため、市長、副市長及び部局長等で構成する豊橋市内部統制推進会議を設置するとともに、同会議に關係課の課長等で構成する幹事会を置いています。

なお、事務局（内部統制推進担当及び内部統制評価担当）は、本市における内部統制の整備及び運用について、推進及び評価の事務を担っています。

3 評価

（1）評価対象期間及び評価基準日

令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日とします。

（2）評価方法

評価は、「全庁的な内部統制」及び「業務レベルの内部統制」について行います。

「全庁的な内部統制」では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）に示された全庁的な評価項目について不備の有無を確認します。

「業務レベルの内部統制」では、制度所管課において各課室に共通するリスクを抽出した「制度リスク」及び各課室において重要度が高いと判断した「個別リスク」について、その対応策に係る不備の有無を確認します。

（3）有効性の評価

内部統制の不備は、内部統制が存在しない場合、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない場合等の「整備上の不備」と、整備段階で意図した内部統制の効果が得られず、結果として不適切な事項を発生させた「運用上の不備」からなります。このような不備が確認され、かつ、当該不備が整備上又は運用上の「重大な不備」に該当した場合は、内部統制が有効に機能しなかったものと評価します。

なお、「重大な不備」とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、市及び市民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いもの又は実際に生じさせたものをいいます。

Ⅱ 全庁的な内部統制について

1 整備状況及び運用状況

内部統制基本方針の下、職員及び部局の役割を定めるとともに、ガイドラインに示された内部統制の基本的要素ごとに整理された、評価の基本的な考え方及び評価項目に沿って内部統制の目的を達成するための指針等を整備し、運用しました（表１）。

2 評価結果

各評価項目において適切な取組がなされており、整備上の不備及び運用上の不備はなかったため、本市の財務に関する事務に係る全庁的な内部統制は有効に整備され、かつ、運用されていると判断しました。

<表１ 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況>

<基本的要素>統制環境	
<評価の基本的な考え方> 1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。 <評価項目> 1－1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。 1－2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。 1－3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	
<整備状況> 1－1・1－2 「豊橋市職員のサービスの宣誓に関する条例」、「豊橋市内部統制基本方針」、「人事評価マニュアル」 1－3 「人事評価マニュアル」	
<運用状況> 1－1 法令等の遵守などを定める「豊橋市内部統制基本方針」、誠実かつ公正な職務執行の宣誓を定める「豊橋市職員のサービスの宣誓に関する条例」、各職位に求められる能力を示す「人事評価マニュアル」、管理職員等を対象とした訓示、新規採用職員向けの研修などにより、事務を管理及び執行する上での誠実性及び倫理観の重要性を示しています。 1－2 「豊橋市内部統制基本方針」及び「人事評価マニュアル」を行動基準として職員に周知しています。「豊橋市内部統制基本方針」は、ホームページにおいて公表し、市民等の理解を促進しています。 1－3 「人事評価マニュアル」により職員の勤務態度、公務員意識等について評価しています。逸脱行為が認められた場合、各課室の管理職員及び制度所管課を中心に速やかに是正措置を講じています。	
<評価の基本的な考え方> 2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。 <評価項目> 2－1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。 2－2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	
<整備状況> 2－1・2－2 「豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例」、「豊橋市事務分掌規則」、「豊橋市内部統制基本方針」、「豊橋市内部統制推進会議設置要綱」	

<運用状況>

- 2-1 内部統制制度を有効に機能させるため、市長を会長とする豊橋市内部統制推進会議を設置し、適切な組織構造について検討を行う体制を整備しています。
- 2-2 「豊橋市内部統制基本方針」により市長を内部統制の総括的な責任者と定めるほか、「豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例」及び「豊橋市事務分掌規則」により部等の役割等を設定しています。

<評価の基本的な考え方>

- 3 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。

<評価項目>

- 3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。
- 3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。

<整備状況>

- 3-1 「豊橋市人材育成基本方針」
- 3-2 「豊橋市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」、「豊橋市人材育成基本方針」、「人事評価マニュアル」

<運用状況>

- 3-1 本市が求める職員像を明示し必要な人材の確保に努めるとともに、職員の適性、経験等を踏まえ適切な人員配置をしています。また、「豊橋市人材育成基本方針」に基づき、職員に対し使命及び責任の自覚を促すほか、階層別研修など各種研修を通じて、職務遂行に必要な知識及び技能の習得等による能力向上を図っています。
- 3-2 「人事評価マニュアル」により各職位に求められる能力を示し、これにふさわしい職務行動を評価しています。また、内部統制に対する責任の履行に係る逸脱行為があった場合は、内容に応じて懲戒処分等を行うなど適時必要な対応を行っています。

<基本的要素>リスクの評価と対応

<評価の基本的な考え方>

- 4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。

<評価項目>

- 4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。
- 4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。

<整備状況>

- 4-1 「豊橋市職員定数条例」、「豊橋市機構改革実施本部設置要綱」、「行政評価システム実施要綱」
- 4-2 「リスク評価シート」、「リスク評価に当たっての目安」

<運用状況>

- 4-1 職員定数の見直し、機構改革及び行政評価を通じて、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、その内容を「豊橋市職員定数条例」、政策分析報告書等により明示しています。
- 4-2 内部統制推進担当が「リスク評価シート」、「リスク評価に当たっての目安」などによりリスクの評価及び対応のプロセスを明示しているほか、各課室に対してヒアリングを実施し、「リスク評価シート」等によりリスクの評価及び対応が行われることを確保しています。

＜評価の基本的な考え方＞

- 5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。

＜評価項目＞

- 5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。
- 5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。
- 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する。
 - 2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する。
 - 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う。
 - 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する。
- 5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。

＜整備状況＞

- 5-1・5-2・5-3 「リスク評価シート」、「リスク評価に当たっての目安」

＜運用状況＞

- 5-1 過去に発生した事例、監査指摘事項等を踏まえ、各部署の所管する財務事務の全てを検討対象とし、網羅的にリスクの識別を行っています。
- 5-2 ガイドライン、「リスク評価シート」及び「リスク評価に当たっての目安」により、リスクが過去に経験したものであるか否か等評価項目に記載のプロセスに従い、リスクの分析、評価等を行っています。
- 5-3 各課室において一定の量的・質的重要性があるリスクに対して適切な対応策を整備しています。また、内部統制推進担当が各課室に対してヒアリングを実施することで、対応策の適切性を検討しています。

＜評価の基本的な考え方＞

- 6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じる不正の可能性について検討しているか。

＜評価項目＞

- 6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。

＜整備状況＞

- 6-1 「豊橋市内部公益通報者の保護に関する要綱」、「豊橋市の事務・事業における事故発生時の報告に関する要領」、「リスク評価シート」

＜運用状況＞

- 6-1 本市で発生した不正のみならず他団体の不祥事例について情報収集に努め、不正等が生じる可能性を検討し、リスク対応策を整備しています。また、「豊橋市内部公益通報者の保護に関する要綱」により不正を適時に発見する体制及び「豊橋市の事務・事業における事故発生時の報告に関する要領」により適切な事後対応策をとる体制を整備しています。

＜基本的要素＞統制活動

＜評価の基本的な考え方＞

- 7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。

＜評価項目＞

- 7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。
- 7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。

<整備状況>

7-1 「リスク評価シート」

7-2 「豊橋市内部統制推進会議設置要綱」、「リスク評価シート」

<運用状況>

7-1 決定されたリスク対応策の整備及び運用について、各課室による自己評価の実施、内部統制評価担当によるヒアリングの実施等を通じて適切に対応策が実施されているかを確認しています。

7-2 各課室において統制活動が過度の負担にならないよう、一定の量的・質的重要性のあるリスクを中心に対応しています。また、内部統制推進担当によるヒアリング等を実施することで統制活動の水準が確保されるよう適切に管理をしています。

<評価の基本的な考え方>

8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。

<評価項目>

8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。

- 1) 権限と責任の明確化
- 2) 職務の分離
- 3) 適時かつ適切な承認
- 4) 業務の結果の検討

8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。

<整備状況>

8-1 「豊橋市事務分掌規則」、「豊橋市予算決算会計規則」、「豊橋市決裁規程」、「行政評価システム実施要綱」

8-2 「リスク評価シート」

<運用状況>

8-1 「豊橋市事務分掌規則」、「豊橋市予算決算会計規則」及び「豊橋市決裁規程」により権限と責任の明確化を図るとともに、「豊橋市予算決算会計規則」及び「豊橋市決裁規程」により適時かつ適切な承認を行うほか、「行政評価システム実施要綱」により業務の結果の検討をしています。

8-2 内部統制評価担当は、各課室に対し「リスク評価シート」の自己評価結果を報告させるとともにヒアリングを実施しています。各課室はその結果に基づき是正措置を行っています。

<基本的要素>情報と伝達

<評価の基本的な考え方>

9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。

<評価項目>

9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。

9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。

9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。

<整備状況>

9-1 「豊橋市決裁規程」、「豊橋市文書取扱規程」

9-2 「豊橋市広報広聴ガイドライン」

9-3 「個人情報の保護に関する法律」「豊橋市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」

<運用状況>

9-1 「豊橋市文書取扱規程」に基づき文書主任者を置き、文書事務の適正な管理を図るとともに、「豊橋市決裁規程」に基づき適切な決裁手続を経ることにより情報の信頼性が担保された公文書が作成される体制を構築しています。

9-2 市民意識調査、市民のメールボックス等の運用により、外部からの情報の活用を図っています。

- 9-3 「個人情報の保護に関する法律」、「豊橋市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき市が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」に基づき情報資産の保護及び管理を適切に行っています。

＜評価の基本的な考え方＞

- 10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。

＜評価項目＞

- 10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。
- 10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。

＜整備状況＞

- 10-1 「豊橋市文書取扱規程」
- 10-2 「豊橋市内部公益通報者の保護に関する要綱」

＜運用状況＞

- 10-1 「豊橋市文書取扱規程」により到着文書を適切に主務課に配布し、情報の内容に応じて合議又は供覧を行うほか、部長会議、グループウェアの掲示板等により、庁内全体の情報共有を図る体制を構築しています。
- 10-2 「豊橋市内部公益通報者の保護に関する要綱」に基づき、情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しています。

＜基本的要素＞モニタリング

＜評価の基本的な考え方＞

- 11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的評価を行っているか。

＜評価項目＞

- 11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。
- 11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。

＜整備状況＞

- 11-1・11-2 「リスク評価シート」

＜運用状況＞

- 11-1 各課室において、自己評価及び通常業務中での確認により日常的モニタリングを行うとともに、制度所管課及び内部統制評価担当において「リスク評価シート」を用いて独立的評価を行い、内部統制の是正及び改善を行っています。
- 11-2 制度所管課又は監査委員に指摘された内部統制の不備については、該当の課室において必要な是正を行い、内部統制評価担当が確認をしています。その結果は該当の課室から制度所管課及び監査委員に報告されています。

＜基本的要素＞ICT への対応

＜評価の基本的な考え方＞

- 12 組織は、内部統制の目的に係る ICT 環境への対応を検討するとともに、ICT を利用している場合には、ICT の利用の適切性を検討するとともに、ICT の統制を行っているか。

＜評価項目＞

- 12-1 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。

- 12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分な ICT の程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。
- 12-3 組織は、ICT の全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。
- 12-4 組織は、ICT の業務処理統制として、入力される情報の網羅性及び正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。

＜整備状況＞

- 12-1 「豊橋市行政デジタル化方針」
- 12-2 「豊橋市情報化推進会議設置要綱」、「豊橋市情報システム調達ガイドライン」
- 12-3 「豊橋市情報セキュリティに関する対策基準」、「豊橋市特定個人情報等の取扱いに関する管理要綱」、「豊橋市情報システム調達ガイドライン」
- 12-4 「情報セキュリティに関する実施手順書」

＜運用状況＞

- 12-1 「豊橋市行政デジタル化方針」により、ICT 環境への対応方針等について定めています。
- 12-2 豊橋市情報化推進会議において、必要かつ十分な ICT の程度を検討しているほか、「豊橋市情報システム調達ガイドライン」に基づき、制度所管課がシステム運用をする課室に対し、技術的な支援及び助言をすることで ICT の適切な利用を図っています。
- 12-3 「豊橋市情報システム調達ガイドライン」、「豊橋市情報セキュリティに関する対策基準」及び「豊橋市特定個人情報等の取扱いに関する管理要綱」に基づき、ICT の全般統制としてシステムの管理等を行っています。
- 12-4 各システムの「情報セキュリティに関する実施手順書」に基づき、マスター・データ等の適切な保持管理等に関する体制を構築しています。

Ⅲ 業務レベルの内部統制について

1 整備状況及び運用状況

制度所管課においては制度リスクを、各課室においては個別リスクを洗い出し、リスクの影響度及び発生可能性を踏まえて、量的重要性を見積もるとともに、質的重要性について検討を行い、重要度が高いと判断したリスクについて、リスク評価シートにより対応策を整備し、運用しました。

2 評価結果

制度リスクについては、整備上の不備はありませんでしたが、運用上の不備は7件ありました。そのうち重大な不備に該当するものではありませんでした（表2）。個別リスクについては、整備上の不備はありませんでしたが、運用上の不備が25件あり、そのうち1件が重大な不備に該当すると判断しました（表3）※。

このため、本市の財務に関する事務に係る業務レベルの内部統制は、有効に運用されていないと判断しました。

※ 重大な不備の該当性の判断等について

制度所管課及び各課室の自己評価に加えて、内部統制評価担当による評価を行うことで、整備上及び運用上の不備の有無を把握しました。把握した不備について、市や市民に対して与えた経済的・社会的不利益の程度を考慮し、重大な不備の該当性を判断しました。

3 その他

令和8年3月30日付け7豊監査第72号「定例監査の結果について」において、工事の分割発注については「地方自治法では地方公共団体の契約は競争入札によることが原則であるので、安易に分割をせず合理的な判断による発注に努められたい。」との意見がなされました。

今回の事案を担当課に聞き取ったところ、緊急性が高い、経費節減に繋がり効率的と所属長が判断したのですが、外形的には地方自治法が原則とする競争入札逃れや議決を経て契約した本体工事に伴う関連工事として地方自治法施行令第167条の2第6号（競争に付することが不利）を適用し一者随契したことが議会への報告逃れとの見方をされる懸念もあり、こうした重大な判断を行う場合の上司への相談及び報告のあり方も課題として残ります。

このため、各部局長あて、令和8年5月11日付け8豊契号外、8豊人号外「契約事務の適正な執行について（通知）」を発出し、更なる適正な事務執行に努めるよう注意喚起しました。

<表 2 制度リスク>

設定したリスク	設定したリスクの内容	整備上の不備	運用上の不備
1 電算システムの不適切な管理及び更新	・電算システムの更新誤り等による業務への影響	0件	0件
2 協議会、実行委員会等の不適切な経理	・不適切な管理による金品の紛失又は不適切な支出	0	0
3 公有財産の不適切な管理	・保有資産の計上の漏れ	0	0
4 指定管理者の不適切な運営管理	・指定管理者による協定書の水準を満たさない業務の実施	0	0
5 備品の不適切な管理	・備品の紛失等	0	0
6 予定価格に関する不適切な運用	・予定価格の漏えい	0	0
7 契約事務に関する不適切な運用	・工事等の設計誤り等に起因する不適切な契約 ・工事等における落札決定の過程での確認誤りに起因する不適切な契約	0	3
8 工事請負及び業務委託契約に関する不適切な施工及び履行	・関係法令、条例等の違反行為	0	0
9 債権の不適切な管理	・不適切な管理による未収債権の時効消滅	0	0
10 支出事務の不適切な運用	・支払金額の誤り ・支払先の誤り ・支払の遅延	0	4
11 現金及び現金同等品の不適切な管理	・紛失、盗難等	0	0
合 計		0	7

<表２別表 制度リスクにおける運用上の不備一覧>

設定したリスク	不備の内容	是正事項
7 契約事務に関する不適切な運用	物品購入（修繕）依頼書（文具用品）の納期年月日を誤っていたため、納期年月日までに納品が不可能であることから契約解除となった。	複数人による確認の徹底
	「ガス給湯器の取替修繕」について、仕様書の誤記（型番不備）があったまま契約し、修繕完了後の支払い時まで気付かずに進めた。	型番、廃番の有無等の確認及び決裁時に複数の職員による確認を徹底
	「配水管布設替工事（耐震 201）」において、積算時の適用単価に誤りがあったまま契約締結をしたため、契約解除となった。	既存の単価更新チェックリストに項目を追加するほか、新たに担当主査を設け 4 人体制とし、落札者決定前に予定価格設計書と入札業者設計書の明細金額を比較することでの確認を徹底
10 支出事務の不適切な運用	閉館中の生涯学習センターの過去分の電気料金を誤って支払った。	支払い書類の作成におけるセルフチェックの徹底及び課内決裁時における複数人によるチェックによる確認体制の徹底
	駅前窓口センター利用者が使用する駐車場（パーク 500）の駐車料金割引分負担金を誤って重複支払いをした。	請求書が添付されたメールは支払処理後に削除し、負担行為に添付する契約書等については支払済・未済のボックスに分けて管理することで、二重払いの予防を徹底
	焼却炉で使用する単価契約の薬品「脱塩剤」について、誤って重複支払いをした。	発注等を記録しているエクセルシートに支払予定日を記載し、決裁時に内容を複数人でチェックすることで、管理体制を徹底
	放課後子ども教室の謝金について、集計時の誤りにより、誤支給が発生した。	読み合わせ方法の変更や新たに放課後子ども教室から個人ごとの合計勤務時間数を報告してもらうことで、入力誤りがなくなる確認体制を徹底

<表3 個別リスク>

設定したリスクの区分	設定した リスクの数	整備上 の不備	運用上 の不備
1 収入	件 36	件 0	件 4
2 支出	47	0	8 (うち、重大な 不備1件)
3 備品	3	0	0
4 現金及び現金同等品	16	0	0
5 契約	42	0	11
6 その他	9	0	2
合 計	153	0	25

※ 重大な不備（1件）の内容と是正事項

こども未来部において、市外の事業所内保育所に対する地域型保育給付費の算定に誤りがあったため、令和5年度4月分から令和7年度8月分までの同給付費を過大に支給していました。この事案を受け、地域型保育給付費の算定に限らず、各種事務手続における法令等の根拠の確認を徹底するなどの事務処理体制の見直しを行いました。

<表 3 別表 個別リスクにおける運用上の不備一覧（重大な不備を除く。）>

設定したリスク の区分	不備の内容	是正事項
1 収入	市営東山住宅の家賃について、一部の入居者の家賃を過大請求した。	作業手順書の修正及び入力結果の確認を徹底
	保育料の決定に関する書類の確認不足により、保育料を誤って算定した。	申請書類の複数人による確認及び記載事項や添付書類に疑義が生じた場合の保護者への確認を徹底
	展覧会観覧券の販売価格を誤って販売した。	課内で条例や施行規則の理解を深めるとともに、複数人による確認などを徹底
	ひとり親世帯のうち、母子父子家庭等医療費助成を受給している世帯の一部について、保育施設の利用者負担額を誤って算定し、徴収した。	他課のデータと突き合わせを実施するなど、確認体制を強化
2 支出	「豊橋市官民連携まちなかにぎわい創出事業補助金交付要綱」第4条第2項において、「補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。」となっているが、株式会社豊橋まちなか活性化センターに対して、電気料金の消費税を含めた金額で誤って補助金を交付した。	複数人による確認を徹底
	「イルミネーションフェスティバル補助金交付要綱」第3条第2項において、「補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。」となっているが、豊橋発展会連盟イルミネーションフェスティバル実行委員会に対して、消費税を含めた金額で誤って補助金を交付した。	複数人による確認を徹底
	国民健康保険における高額療養費について、受領委任支払制度の利用申請により医療機関へ支払ったにも関わらず、誤って本人へも支払った。	事務手順を見直し確認作業を強化
	令和7年6月13日開始予定の積立型基金大口定期預金において、振込処理誤りにより銀行への振込が当日に行えず、運用予定期間に変更が生じた。	運用方法やマニュアルの修正及び当日しか振込処理ができない場合については、必ず複数人で確認することを徹底

設定したリスク の区分	不備の内容	是正事項
2 支出	豊橋市企業立地促進奨励金の交付手続きにおいて、誤った金額で交付決定通知をした。	作業手順書の作成及び複数人による確認を徹底
	児童扶養手当において、給与所得及び非課税年金所得があった者のうち6名について、誤った金額で交付した。	法改正に伴う制度変更時に、複数の職員で情報共有し、制度に対する理解を深めるとともに、引継書やマニュアルへの反映をするなど、確認体制を強化
	データの転記誤りにより、私立高等学校授業料補助金を誤って支給した。	書類作成時に、複数人で読み合わせを実施するなど、確認作業を徹底
5 契約	「都市計画道路見直し調査・検討委託業務」の入札において、予定価格書の作成に誤りがあったため、入札公告の取り下げが発生した。	チェックリストを作成するとともに、複数人で確認するなどを徹底
	「気候変動適応策普及啓発事業委託」の入札において、仕様書に誤りがあったため、入札公告の取り下げが発生した。	確認作業を徹底
	「3号炉脱硝触媒取替工事」の入札において、特記仕様書に誤りがあったため、入札公告の取り下げが発生した。	チェックリストを作成し、確認作業を徹底
	「災害対応特殊救急自動車」の入札において、仕様書の見直しが必要となったため、入札公告の取り下げが発生した。	正確性、公平性が確保できるような仕様書の見直しを図るとともに、確認作業を徹底
	「牟呂中学校体育館長寿命化改良工事」及び「汐田小学校給食用エレベーター防火スクリーン設置工事」の入札において、公告情報と設計積算に齟齬が発覚したため、入札公告の取り下げが発生した。	契約検査課との連携を強化し、公告情報を十分に把握するとともに、設計書使用単価一覧表を作成し、どの単価を採用したかを見える化することで、決裁時に複数人による確認を徹底
	「幸小学校運動場改修工事」の入札について、誤った補正係数を用いて積算された設計書で入札公告を行ったため、公告の取り下げが発生した。	設計を行う職員に対して、実施要領に改正があった場合は、課内で周知を徹底するとともに、検算時における確認リストの追加や公共事業設計積算システムの改修を実施

設定したリスク の区分	不備の内容	是正事項
5 契約	「法面保護修繕」の入札について、工事設計書設計金額に違算が判明したため、入札中止となった。	設計時のチェックリストに項目を追加し、確認作業を徹底
	「総合動植物公園ゾウ舎周辺エリア園路等設計業務（R 7）」の入札について、設計書に誤りがあったため、入札公告の取り下げが発生した。	設計を行う職員に対して、歩掛の内容について熟知させるとともに、検算時において確認リストを新たに作成し複数人で確認を徹底
	「県境地域渋滞対策検討調査委託業務」の入札について、入札時添付資料有無の設定に入力誤りが判明し、入札公告の取り下げが発生した。	電子入札の登録時において、登録内容案を印刷し、発注担当者と庶務経理担当の事務職員の複数人で確認するとともに、チェックリスト等に追記し確認作業を徹底
	「野田ポンプ場用地測量委託業務」（7/7及び8/4公告）において、設計書内の単価表の誤りや直接人件費の誤りのため、公告の取り下げや入札を取りやめる事案が立て続いて発生した。	複数人による検算の実施や分かり易い設計積算根拠資料を作成し、また、新規で取り組む設計においては、経験不足を補うため実績のある部署に積算の注意点等の聞き取りを実施するなどし、確認作業を徹底
	以下の工事について、設計誤り等により入札公告の取り下げが発生した。 ・「配水管布設工事（2－1）」 ・「中央幹線配水管布設工事（耐震101）（R 7 債）」	検算時のチェックリストの改良及び複数人による確認を徹底
6 その他	売却予定物品（鉄くず）の一部を誤って処分したことで、見積り合わせの中止が発生した。	主務担当課から売却予定物品保管施設に対し、口頭ではなく文書により管理依頼をするなどし、管理体制を強化
	売却予定物品（鉄くず）を誤って処分したことで、落札決定の取り消しが発生した。	必要な物品と不要な物品を区別した場所で保管し、課内全体で情報の共有を徹底

Ⅳ 過年度における不備について

1 評価結果

過年度の制度リスク及び個別リスクについて、それぞれ運用上の不備が1件ずつあり（表4、表5）、そのうち、制度リスクの不備について、重大な不備に該当すると判断しました。

<表4 過年度の制度リスク>

設定したリスク	設定したリスクの内容	整備上の不備	運用上の不備
7 契約事務に関する不適切な運用	・工事等の設計誤り等に起因する不適切な契約 ・工事等における落札決定の過程での確認誤りに起因する不適切な契約	件 0	件 1 (うち、重大な不備1件)

重大な不備（1件）の内容と是正事項（発生年度：令和6年度）

防災危機管理課、市民協創部、文化・スポーツ部、福祉部、こども未来部、健康部、環境部、建設部、都市計画部、総合動植物公園、市民病院、上下水道局、消防本部及び教育部の14部局31課971件において、令和6年度に発生した契約事務における不適正な事務処理について、令和7年度に把握しました。当該事務処理については、本来、少額随契に該当する工事、施設、設備等の修繕、業務委託等は各担当課が、複数の事業者から個々に見積書を徴取し、決裁後契約を行うものです。しかしながら、一部の契約事務における見積り合わせにおいて、特定の事業者に事実上、口頭で発注するとともに、その特定の事業者に対して、豊橋市契約規則（昭和39年豊橋市規則第11号）第52条の3に規定される複数事業者の見積書の提出を依頼し、結果として見積り合わせが行われないまま契約していました。これを受け本市は、緊急又は特殊な施工をする必要が生じた場合の契約手続について、規定を明確に定めるとともに、見積り合わせにおける事業者の選定、見積書の受領、発注等の事務手続について、複数人でチェックする体制及び仕組みを整備しました。併せて、これらの契約に係る規定及び仕組みについて、庁内通知で周知を図るとともに、正しい契約手続が理解されるよう、全職員に対し研修を実施しました。

<表5 過年度の個別リスク>

設定したリスクの区分	整備上の不備	運用上の不備
2 支出	件 0	件 1

<表5別表 過年度の個別リスクにおける運用上の不備>

設定したリスクの区分	不備の内容	是正事項	発生年度
2 支出	「豊橋市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」について、対象外であったにも関わらず、支払ってしまったことで返還請求が発生した。	判断に迷うケースや通常の手続きと異なる場合には、複数人で支給要領に照らし合わせて確認することを徹底	令和5年度